

答 申

第 1 審査会の結論

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が、令和 5 年 3 月 29 日付けで審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、「西田 1-11-8 に隣接する道路にあって、暗渠の強度がわかる行政文書全て。（電磁的記録も含む）」について、不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 請求対象文書及び決定の内容

1 請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容

西田 1-11-8 に隣接する道路にあって、暗渠の強度がわかる行政文書全て。（電磁的記録も含む）

2 決定の内容

本件対象公文書を作成及び取得していないことによる文書の不存在を理由とする不開示決定

第 3 審査請求の趣旨及び理由

1 趣旨及び理由

歩行者専用道路から車両通行が可能になったので、根拠があるはず。

2 反論書における主張要旨

本件審査請求を認容するとの裁決が妥当と考える。

(1) 西田 1 丁目 11 番 8 に隣接する暗渠がある道路は、歩行者専用であったにもかかわらず、車両通行を可とした。

(2) 前項を判断するにあたり、強度の検討が必要であると思われる。

以上を持ちまして、本件審査請求につき認容すべきものである。

第 4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

公共下水道を整備する際は、荷重計算を含めた設計図書を作成している。

当該公共下水道は、昭和 50 年に撮影された航空写真で有蓋化されていることが確認できることから、それ以前に有蓋化されたと想定される。

事務室や書庫を確認したが、保存期間の 20 年を過ぎて廃棄されたと考えられ、当該公共下水道の設計に関する資料は存在しない。

第 5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、西田一丁目11番8に隣接する道路に設置されている公共下水道施設（雨水）の強度が分かる文書である。

(2) 法定外公共物「西田川1号水路」について

審査請求人が主張する「西田1丁目11番8に隣接する暗渠がある道路」とは、鹿児島市西田一丁目18番14に位置する法定外公共物（用悪水路）である「西田川1号水路（以下「本件水路」という。）」上の通路である。

本件水路は、昭和35年の戦災復興の区画整理において公共下水道（雨水路）として整備され、現在は、鹿児島市法定外公共物管理条例（平成16年条例第83号）に基づき管理されている。本件水路に、公共下水道施設（雨水）の管きよが設置され、その上をコンクリート製の蓋で覆った構造となっており、当該蓋上を当初は、歩行者専用通路として利用していたが、平成23年度に車両通行も可としたものである。

(3) 本件水路の所管について

本件水路は、令和元年度までは市建設局建設管理部河川港湾課（以下「市河川港湾課」という。）雨水路係（同係は、令和元年度をもって廃止）において所管していたが、令和2年度以後は、実施機関に、管きよの維持管理等の業務が移管され、管きよ以外の部分については、市河川港湾課が所管している。当該業務の移管に伴い、市河川港湾課が保有していた文書のうち、水道局雨水整備室の所管に関するものを同室へ引き継いでいる。

(4) 本件対象公文書の存否について

実施機関によると、本件水路は、昭和50年以前には有蓋化されていることが航空写真により確認できており、本件水路上を通行するに当たり、当該蓋の整備の時点で強度の確認（以下「荷重計算」という。）を行ったとすると、昭和50年以前には実施したことが考えられる。公共下水道事業に係る工事関係文書は、保存期間が20年とされていたことから、本件水路の当初の整備時点又は上部の蓋の整備時点における本件対象公文書は既に廃棄されており、事務の移管と併せて令和2年度に市河川港湾課から引き継がれた文書中に含まれておらず、存在しないとする実施機関の説明に特段不合理な点はみられない。

また、審査請求人は、本件水路上が歩行者専用通路であったものを、平成23年度に車両通行も可とした時点で強度の検討が必要であり、その根拠があるはずだと主張しているが、平成23年度当時、本件水路全体を所管していた市河川港湾課によると、同課が保存する車両通行に係る検討に関する文書の中で、荷重計算を実施したとの記載は確認されなかったとのことであった。

さらに、審査会が本件対象公文書の有無について確認するため、令和5年10月17日に水道局雨水整備室の執務室及び書庫において、令和2年度から同室が所管している公共下水道施設（雨水）に関する文書について実地調査を行ったが、実施機関が作成又は取得した本件対象公文書は確認されなかった。

以上のことから、審査会としては、本件対象公文書は不存在であると認定せざるを得ない。

(5) 結論

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の経過

年月日	調査審議の経過
令和5年6月30日	鹿児島市長からの諮問を受けた。
令和5年8月23日 (第3回審査会)	諮問の審議を行った。
令和5年9月26日 (第4回審査会)	諮問の審議を行った。
令和5年10月17日	水道局雨水整備室に実地調査を行った。
令和5年10月27日 (第5回審査会)	答申案の審議を行った。